

日本学術振興会 国際共同研究事業

－a.国際化学研究協力事業（ICC プログラム）－ －b.国際共同研究教育パートナーシッププログラム（PIRE プログラム）－

平成 24 年度（2012 年度）分募集要項

平成 23 年 9 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science, JSPS）は、学術研究活動のグローバルな展開に対応するために、海外の学術振興機関との連携のもと、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う共同研究を推進するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実を通じた育成を目的として、国際共同研究事業を実施しています。このうち今回は、米国立科学財団（National Science Foundation, NSF）との協力のもと実施する、国際化学研究協力事業（ICC プログラム）及び国際共同研究教育パートナーシッププログラム（PIRE プログラム）の募集を行います。

2. 事業概要

a. 国際化学研究協力事業（ICC プログラム）

(1) 目的

本事業は、米国立科学財団（National Science Foundation, NSF）との合意により、化学分野において新たな見地を切り開き、高いレベルの相乗効果を実現させることを目的として、我が国の大学等の優れた研究者が米国の研究者と協力して行う国際共同研究に要する経費を支援するものです。

(2) 対象分野

Chemical Synthesis（合成化学）；Chemical Catalysis（化学触媒反応）；Theory, Models and Computational Methods（理論・計算科学）；Chemical Measurement and Imaging（化学測定とイメージング）；Chemical Structure, Dynamics and Mechanisms（構造、ダイナミクス、メカニズム）；Macromolecular, Supramolecular and Nanochemistry（高分子、超分子、ナノ化学）；Environmental Chemical Sciences（環境化学）；Chemistry of Life Processes（生命化学）

(3) 採用期間

開始日より 3 年間

※ 開始日は、平成 24 年 8 月頃（採択決定後）から平成 24 年 9 月までの間で、日米の各研

究代表者による協議の上決定します。
※ 採用期間は日米で同期間となります。

(4) 本会支給額

1 課題につき、各年度あたり 1500 万円以内、かつ全研究期間に対して総額 4500 万円以内。
(3 年間、4 会計年度で総額 4500 万円以内)

(5) 採択予定件数

1～2 件程度

b. 国際共同研究教育パートナーシッププログラム (PIRE プログラム)

(1) 目的

本事業は、米国国立科学財団 (National Science Foundation, NSF) との合意により、一国のみでは解決が困難な課題に対して、国際共同研究を実施することで資源の共有や研究設備の共用化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者等に国際共同研究の機会を提供することを目的として、我が国の大学等の優れた研究者が米国の研究者と協力して行う国際共同研究に要する経費を支援するものです。

(2) 対象分野

持続可能性に関連する人文・社会科学及び自然科学にわたる全分野¹。ただし、平成 24 年度分募集については、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に関連する課題について特段の配慮を行います。

(3) 採用期間

開始日より 5 年間

※ 開始日は、平成 24 年 8 月頃 (採択決定後) から平成 24 年 10 月までの間で、日米の各研究代表者による協議の上決定します。

(4) 本会支給額

1 課題につき、各年度あたり 500 万円以内。

(5) 採択予定件数

4～5 件程度

3. 申請資格

以下に掲げる我が国の研究機関に所属する常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者。

※ 常勤職の位置づけについては、各機関の定めによります。

- ① 大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校
- ② 国公立試験研究機関等
- ③ 学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人

¹ 人類社会が直面する課題に対して、環境や次世代に負担をかけることなく応えることに寄与する全ての研究分野を含みます。

④ 民間研究機関

※ ②～④については「機関コード一覧」(<https://www.kokusai.jpsps.go.jp/jpsps1/kikanList.do>)に掲載されている機関に限る。

4. 本会支給経費

(1) 支給経費の使途

研究経費：物品費、国内旅費（交通費及び滞在費）、外国旅費（航空運賃及び滞在費）、人件費、その他

※ 日本側研究者にかかる経費のみとします（米国側研究者にかかる経費は、NSF から支給されます）。

※ 日本側研究者が米国に滞在して研究を行う際の米国における滞在費は、期間の長短を問わず、日本側研究者にかかる経費とみなされます。また、米国側研究者が日本に滞在して研究を行う際の日本における滞在費は、期間の長短を問わず、米国側研究者にかかる経費とみなされます。

(2) 支給方法

① 課題の実施に要する業務について、採択機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。

② 経費の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

※ 詳細は、別紙1「[経費の取扱いについて](#)」を参照してください。

(3) 事務委託手数料

事務委託手数料の金額は、一会計年度あたり、研究経費総額に対して、10%以内（外枠）とします。

5. 申請手続

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム（以下、「電子申請システム」といいます。）」により申請を受け付けます。「予備申請（Preliminary Proposal）」及び「本申請（Full Proposal）」の2段階で審査が行われます。

(1) 「予備申請（Preliminary Proposal）」

予備申請は、NSF 側のみで審査が行われますので、日本側の研究代表者は本会に申請書を提出する必要はありません。本事業に申請を希望する日本側研究代表者は、米国側研究代表者に、予備申請に係る申請書をNSF に提出するよう要請してください。

NSF 側の予備申請の締切：

- a. ICC プログラム 平成 23 年 11 月 4 日（金）
- b. PIRE プログラム 平成 23 年 10 月 19 日（水）

NSF 側の予備申請に係る審査を通過した申請課題についてのみ、日本側研究代表者は本会に、米国側研究代表者はNSF に、本申請（Full Proposal）に係る申請書を提出することとなります。日本側研究代表者は、下記(2)の通り本会に本申請の手続きを行ってください。

予備申請の結果については、NSF から米国側研究代表者に通知されますので、予備申請の結果については、米国側研究代表者にご照会ください。本会からは、NSF の審査結果を受け、通過した申請課題についてのみ、日本側研究代表者へ通知します。

予備審査結果の日本側研究代表者への通知時期：

- a. ICC プログラム 平成 23 年 12 月頃
- b. PIRE プログラム 平成 24 年 2 月頃

(2) 「本申請 (Full Proposal)」

本会より「予備申請を通過した」旨の連絡を受けた日本側研究者は、以下の通り本会側の「本申請 (Full Proposal)」に係る申請手続きを行って下さい。

なお、本申請に係る申請書は、本会及び NSF それぞれで定める様式にて作成することとなりますが、記載される研究計画、研究概要については、双方の申請書で同一内容を記載してください。同一内容でないことが確認された場合は、採用が取り消されることがあります。

① 電子申請システム

申請は、ホームページ上の電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は電子申請システムの案内ページ

http://www-shinsei.jps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html を参照してください。

なお、すでに国際交流事業の申請者 ID を取得している場合、あらためて所属機関に対して ID・パスワードの発行を依頼する必要はありません。

② 申請情報入力時の注意

審査を実施する分野については、分科細目に対応する 8 領域のいずれかに区分されます。

ただし、「総合領域」「複合新領域」に当たる細目（電子申請システムの案内ページ上「分科細目コード表」 <http://www-shinsei.jps.go.jp/bunkasaimoku-b/> 参照）を選択した場合は、審査を希望する領域として、そのいずれかを選んで下さい。

③ 申請受付期間

(申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意して下さい。)

a. ICC プログラム

平成 23 年 12 月 16 日 (金) ～平成 24 年 1 月 11 日 (水) 【期限厳守】

b. PIRE プログラム

平成 24 年 4 月 10 日 (火) ～平成 24 年 5 月 15 日 (火) 【期限厳守】

※NSF 側の申請締切日も同日です。(申請受付開始日は NSF に確認してください。)

④ NSF 側で提出される申請書

本会が定める申請書様式に加え、米国側研究代表者が NSF に提出した申請書類を、「補足資料」として提出してください。提出方法は、別紙 2「[申請書の提出方法](#)」を参照してください。

6. 申請に際しての留意事項

(1) 本事業の申請にあたっては、米国側研究代表者は、「1 6. 連絡先」に記載の NSF 側の本事業担当者に手続きを確認の上、NSF に申請して下さい。

(2) 本事業により経費の支給を受けることができる我が国の参加者の要件は次のとおりです。なお、米国側の参加者については NSF の規程に従って下さい。

要件：上記 3. に掲げる我が国の大学等学術研究機関（大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校、国公立試験研究機関等、学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人、または民間研究機関等）において研究に従事している者（当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポスドク

ならびに大学院博士課程・修士課程在籍者を含む)

本事業は、グローバルに活躍する多様な人材を育成することを目的の一つとしているため、積極的な若手研究者の参加が望まれます。

(3) ICCとPIREの両プログラムに同時に申請することはできません。

(4) 本会の国際交流事業では、既に研究代表者等として事業を実施している者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については別紙3「[国際交流事業の重複制限一覧表](#)」でご確認ください。

また、内閣府が実施する「最先端・次世代研究開発支援プログラム」の採択者は、本事業の研究代表者となることはできません。さらに、PIREプログラムについては、科学技術振興機構（JST）の戦略的創造研究推進事業の採択者のうち、PIREプログラムに係る追加支援をJSTより受けている研究代表者又はそれに相当する者も本事業の研究代表者となることができませんので、併せてご注意ください。

(5) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことのある研究代表者は、その事業の成果（見込み）と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にした上で申請して下さい。

7. 審査基準

審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- (1) 新しい知識又は概念の展開の可能性及び研究方法などの点で学術的価値が高いこと。【学術的価値】
- (2) 米国と学術交流を実施しなければならない必要性が明らかであり、共同研究を通して、両国の研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、両国の研究者が協力して共同研究することの意義が明らかであること。【相手国との交流の意義】
- (3) 社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資するなど社会的貢献が見込まれること。【社会的貢献】
- (4) 博士号取得前後の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】
- (5) 申請者と相手国研究者との事前交渉が明確に行われており、研究計画が具体的かつ実現可能と判断され、なおかつ将来的な発展の可能性が高いと認められること。【将来発展可能性】

また、以下の米国NSF側の審査基準も考慮します。

- (1) What is the intellectual merit of the proposed activity?
- (2) What are the broader impacts of the proposed activity?

なお、審査にあたっては、上記の観点に加え以下の諸点も考慮します。

- 研究目的達成までの道筋が研究計画として詳細に記載されていること。
- 経費の額と用途が適切であること。

8. 選考及び結果の通知

(1) 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査に基づき、本会採用候補者を決定した後、NSFとの協議の上、採用／不採用を決定し、その結果を、ICC及び

PIRE両プログラムについてそれぞれ平成24年8月頃に所属機関長に通知します。

(2) 不採用となった者については、おおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請者に通知します。

- ・不採用A（不採用の中で上位）
- ・不採用B（不採用の中で中位）
- ・不採用C（不採用の中で下位）

(3) 採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。

9. 採用決定後の手続

研究代表者は、年度ごとに実施計画書を所定の期日までに提出します。

本会は、実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します。（実施計画書の内容に基づく査定及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります。）

10. 研究代表者の所属機関及び本人の義務

- (1) 研究代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理及び執行を行うこと。
- (2) 研究代表者は、本会所定の用紙により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- (3) 共同研究の研究成果をホームページや学会誌等において積極的に公開、発表すること。また、その際は本事業による支援であることを明記すること。
- (4) ICCプログラムについては、事業の支援期間終了後に事後評価を本会国際事業委員会において実施しますので、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出してください。

11. 不正使用等に対する措置

研究者等による競争的資金等の不正使用等や研究教育活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反等が認められた場合には、採択の決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

競争的資金等の適正な使用等については、[別紙4「競争的資金等の適正な使用等について」](#)をご参照ください。

12. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる、個人情報については「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規定」に基づき厳重に管理し、本事業の業務遂行のためにのみ利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、採択された課題については、研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、米国側代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題名、年度実施計画、年度実績報告並びに評価結果等が本会のホームページ等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

1 3. その他

- (1)本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について一切の責任を負いません。
- (2)共同研究の研究成果の権利の帰属については、両国の研究代表者が、我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。
- (3) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。

1 4. 連絡先

(1)事業内容や募集要項についての問い合わせ

〒102-8472 東京都千代田区一番町 8 番地
独立行政法人 日本学術振興会 国際事業部研究協力第一課

a. ICCプログラム

「国際化学研究協力事業 (ICCプログラム)」担当
電話：03-3263-1810 (受付時間：祝日を除く月～金 9:30～17:30)
FAX：03-3263-1673
Email: bottom-up@jsps.go.jp

b. PIREプログラム

「国際共同研究教育パートナーシッププログラム (PIREプログラム)」担当
電話：03-3263-1938 (受付時間：祝日を除く月～金 9:30～17:30)
FAX：03-3263-1673
Email:PIRE@jsps.go.jp

(2)電子申請システムの操作に関する問い合わせ

コールセンター フリーダイヤル 0120-556739
(受付時間：祝日を除く月～金 9:30～17:30)

(3)NSF側連絡先

a. ICC プログラム

‘International Collaboration Chemistry between US Investigators and their Counterparts Abroad (ICC)’
Division of Chemistry
Directorate for Mathematical & Physical Sciences
National Science Foundation (NSF)
Tel: +1 (0)703-292-7719
Email: zrosenzw@nsf.gov
http://www.nsf.gov/publications/pub_summ.jsp?ods_key=nsf11585

b. PIRE プログラム

‘Partnerships for International Research and Education (PIRE)’
National Science Foundation (NSF)
Tel: +1 (0)703-292-4940、+1 (0)703-292-8712
Email: PIRE-info@nsf.gov
http://www.nsf.gov/funding/pgm_summ.jsp?pims_id=12819

National Science Foundation (NSF) Tokyo Regional Office
Tel: 03-3224-5504
Email: kshinoha@nsf.gov

経費の取扱いについて

1. 前提

国際共同研究事業－国際化学研究協力事業（ICC プログラム）－並びに－国際共同研究教育パートナーシッププログラム（PIRE プログラム）－（以下「本事業」という。）における研究交流課題の実施にあたっては、研究代表者が所属する大学等学術研究機関（以下「所属機関」という。）に対して、日本学術振興会が業務委託する方法により行います。

研究課題の実施に要する業務を委託する場合は、日本学術振興会と所属機関との間で、業務の実施に係る契約（業務委託契約）を締結します。

業務委託契約により支払われた委託費は、日本側参加者に使用する経費です。本事業の実施においては、米国側研究者に係る経費（来日に要する航空運賃・滞在費等、米国側参加者が自国において必要とする消耗品購入等や米国で開催されるセミナー開催経費、セミナー参加旅費等）は、NSF から米国側研究者に支給される経費により支払われます。

2. 委託費について

委託費の構成、内容、主な用途は以下のとおりです。

① 研究経費

研究課題実施に直接係る経費。

《研究経費 主な用途》

経費費目	使 途 目 的	留 意 事 項
物品費（設備備品・消耗品費）	研究交流に必要な備品・消耗品の購入	○ 購入した備品は、所属機関（受託機関）に帰属する。なお、物品費の支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行うこと。
国内旅費 外国旅費	日本側研究者の出張経費（交通費、日当、宿泊料等）	○ 旅費の算出について、計算方法、手続き等は、所属機関（受託機関）が定める規定等に基づくこと。 ○ 研究代表者及び参加者以外の者にかかる旅費は支出できない。

<p>人件費・謝金等</p>	<p>研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収・研究資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 算出方法、手続き等は、所属機関（受託機関）が定める規定等に基づくこと。 ○ 雇用契約の締結においては、所属機関（受託機関）が契約の当事者となること。 ○ 雇用に伴う間接的な経費－社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等についても法令等に基づき適正な手続きを行うこと。 ○ 研究代表者及び参加者に対する謝礼の支払いはできない。 ○ 参加者の所属機関において人件費が発生する場合は、代表者の所属機関から当該参加者の所属機関への「再委託」の手続きとなる。 ○ 「再委託」の際は、その額が契約金額の原則30%を越えないこと。
<p>その他</p>	<p>上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手・電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において研究の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器、器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用）、研究成果広報用パンフレット作成費用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ セミナー開催に伴うレセプション等に関する支出は、必要最低限にとどめる。また、社会通念、説明責任の観点から、適正な支出を十分配慮のうえ、使用すること。
<p>【留意事項】 次のものには使用できない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物等施設の購入に関する経費 ・ 不動産取得にかかる経費及び所属機関のオフィス維持のための経費（オフィス借料、光熱水料、人件費等） ・ 所属機関で通常備えるべき物品の購入（机、いす、複写機等） ・ 本事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費 ・ その他、事業と直接的な関係が認められないもの 		

② 事務委託手数料

本事業の実施に係る業務遂行に伴い必要となる経費。管理部門を含めた受託機関全体の

管理に要する経費として使用可能とします。

事務委託手数料の金額は、前述の研究経費に対して10%以内の額（外枠）で、日本学術振興会と各所属機関との協議のうえ決定します。なお、実際の使用にあたっては、所属機関（受託機関）の責任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

《事務委託手数料 主な用途》

経費費目	使 途 目 的	留 意 事 項
物品費 (設備備 品・消耗 品費)	○ 事業実施事務遂行上、必要な備品・消耗品の購入	
国内旅費 外国旅費	○ 事業実施事務補助のための事務担当者等の出張に要する経費（交通費、日当、宿泊料等）	○ 旅費の算出について、計算方法、手続き等は、所属機関（受託機関）が定める規定等に基づくこと。
謝 金 等	○ 事務遂行への協力（資料整理、翻訳・校閲等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者との契約による派遣職員受入経費等	○ 算出方法、手続き等は、拠点機関（受託機関）が定める規定等に基づくこと。 ○ 雇用契約の締結においては、拠点機関（受託機関）が契約の当事者となること。 ○ 雇用に伴う間接的な経費－社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等についても法令等に基づき適正な手続きを行うこと。
そ の 他	本事業実施に係る事務を遂行するための経費	

③ 消費税

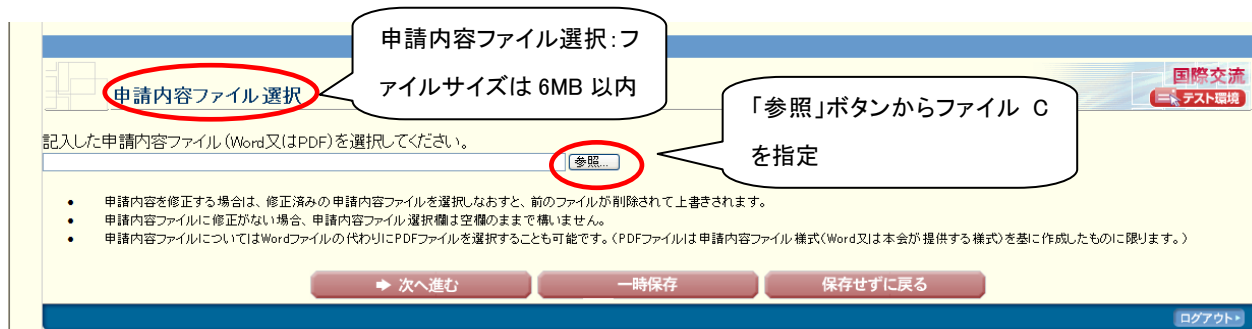
委託費配分額には、消費税及び地方消費税相当額が内数として含まれています。

申請書の提出方法

＜申請書提出の手順＞

1. JSPS指定の申請内容ファイル(Wordファイル) (ファイルA)を作成してください。
2. アメリカ側代表者が NSF に提出する NSF 所定の申請書(下記、参考:アメリカ側の提出書類①申請書) (ファイル B)を電子ファイルで受け取ってください。
3. 上記ファイル A・B を一つのファイル(Word もしくは PDF) (ファイル C)にまとめてください*1。
4. JSPS電子申請システムにログインし、申請情報入力画面の所定の項目を入力してください。
5. JSPS 電子申請システムの「申請内容ファイル選択」にて、ファイル C をアップロード*2 してください。
6. 内容を確認し、誤りがなければ画面の指示に従い、申請書を提出してください。

＜電子申請システム画面イメージ＞



*1 2つの PDF ファイルを 1 つにまとめる場合、次の手順で行うことができます。

- ①どちらか一方の PDF ファイルを開く。
- ②「ファイル」メニューから、「ファイルを結合」を選択。
- ③「ファイルを追加」をクリックし、別途保存してあるもう一方のファイルを「選択」。
- ④ファイルの順番を確認し、正しければファイルサイズを選択し、「次へ」をクリック。
- ⑤「ファイルを単一の PDF に結合」を選択し、「作成」をクリック。
- ⑥ファイルが一つにまとまります。「保存」をして終了！

*2 JSPS の電子申請システムにアップロードできるファイルの容量は最大 6MB です。ファイル C の大きさが 6MB を超え、JSPS 電子申請システムにアップロードできない場合には、6MB に収まるよう調整してください。どうしても収まらない場合には、ファイル B のみ、別途本会宛郵送していただきますので、下記、連絡先までご相談ください。

<連絡先>

独立行政法人日本学術振興会 研究協力第一課
〒102-8472 東京都千代田区一番町8

a. ICC プログラム

「国際化学研究協力事業」担当

TEL: 03-3263-1810 FAX: 03-3263-1673

Email: bottom-up@jsps.go.jp

b. PIRE プログラム

「国際共同研究教育パートナーシッププログラム」担当

TEL: 03-3263-1938 FAX: 03-3263-1673

Email: PIRE@jsps.go.jp

競争的資金等の適正な使用等について

2008年6月

国際事業部

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）等を踏まえ、国際事業部の各種公募事業について、以下のように取り扱うことといたします。

（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づく措置

本ガイドライン別紙にある『競争的資金等』の一覧等に該当する事業については、各研究機関において標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を文部科学省に提出することが必要です（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません）。

なお、当該措置の詳細及び具体の報告書の提出依頼については、文部科学省等からのお知らせに従って対応してください。

（2）不合理な重複・過度の集中の排除

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費等の減額（以下、採択の決定の取消し等とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(3) 競争的資金等の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成 20 年規程第 3 号「競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、競争的資金等の適正な管理・運営及び不正使用等の防止のため、国際事業部の各種公募事業について、不正使用等（※1）を行った研究者等については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの不正使用等とは、競争的資金等をその交付の目的又は契約内容等に違反して使用すること及び偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けることをいいます（同規程第 2 条）。

- ① 不正使用等が明らかになった場合には、当該競争的資金等の交付を取り消すとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。
- ② 不正使用等を行っていた者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- ③ 措置の対象者に対し、振興会の所管するすべての競争的資金等を一定期間交付しない。

なお、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正使用等が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正使用等の内容及び研究機関等が行った調査結果報告等を速やかに公表します。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

日本学術振興会平成 18 年規程第 19 号「研究活動の不正行為への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性を厳正に確保するため、国際事業部の各種公募事業について、不正行為（※2）を行った者については、以下の措置を執るものとします。

※2 ここでの不正行為とは、研究成果の中に示されたデータ、調査結果又は論文等の捏造、改ざん又は盗用等をいいます（同規程第 2 条）。

- ① 不正行為があったと認定された研究に係る競争的資金等を打ち切るとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。
- ② 不正行為があったと認定された者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- ③ 措置の対象者に対し、振興会の所管するすべての競争的資金等への応募・申請を一定期間制限する。

なお、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正行為の内容及び研究機関が行った調査結果報告書等を速やかに公表します。

(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から資金・経費等を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。

公募予定のある国際交流事業一覧

(※平成23年9月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施) 期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者	
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第一課・地域交流課)	個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究: 100~500万円以内 セミナー: 100~250万円以内	共同研究: 1~3年 セミナー: 1週間以内	各地域の対象国	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月もしくは2月(対応機関による)	研究者	
	特定国派遣研究者事業 (研究協力第一課・地域交流課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による)	14日~2年間(派遣国、対応機関による)	アジア、オセアニア、北米、中南米、ヨーロッパの対象国	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者	
	日米がん研究協力事業 (研究協力第二課)	若手研究者や女性研究者を含む日米両国の研究グループが、共同してワークショップを開催することにより、研究機関間及び研究者間のネットワークの形成を促進することを目的として、ワークショップの開催に要する経費を支援。	900万円を限度	2~3日間	米国	基礎科学 臨床科学 疫学	4月	研究者	
	国際共同研究事業	国際化学研究協力事業 (ICCプログラム) (研究協力第一課)	日本と米国との間で、化学分野において新たな見地を切り開き、高いレベルの相乗効果を実現させることができる国際共同研究を支援。	1,500万円以内	3年	米国	化学	予備申請11月、本申請1月	研究者
		国際共同研究教育パートナーシッププログラム(PIREプログラム) (研究協力第一課)	一国のみでは解決が困難な課題に対して、日本と米国の協力により資源の共有や研究設備の共用化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実に資するための国際共同研究を支援。	500万円以内	5年	米国	持続可能性に関連する全分野	予備申請10月、本申請5月	研究者
		多国間国際研究協力事業 (G8 Research Councils Initiative) (研究協力第一課)	グローバルな課題に対して3カ国以上の研究者からなるコンソーシアムの活動による優れた多国間共同研究を支援。	1,500万円以内	3年	カナダ、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国	年度ごとの分野/テーマ	予備申請9月、本申請1月	研究者
	日中韓フォーサイト事業 (地域交流課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,000万円以内	3年(+延長2年)	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月	所属機関または部局長	
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内	5年	ドイツ	全分野	11月	所属機関または部局長	
	研究拠点形成事業 (研究協力第二課・地域交流課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	2,000万円以内	5年	全地域	全分野	10月	所属機関または部局長	
		B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	800万円以内	3年	アジア・アフリカ	全分野	10月		
国際研究集会事業 (人物交流課)	我が国で開催される国際学術研究集会の開催経費を一部支援。	200万円以内	当該年度内	日本で開催参加者は全地域	全分野	5月	研究者		
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第二課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	3日間	米国、ドイツ、フランス	全分野	3月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者	
	日本-欧州先端科学セミナー (研究協力第二課)	日欧の若手研究者を対象に、特定の研究領域について第一線で活躍する研究者による集中的な講義及び参加者間の議論を行うセミナーを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	1週間程度	欧州	年度ごとの分野/テーマ	10月	若手研究者	
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第二課)	我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者	
	HOPEミーティング (地域交流課)	アジア太平洋諸国の博士課程の学生がノーベル賞受賞者を初めとした著名な研究者や同世代の参加者同士と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として活躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア地域	年度ごとの分野/テーマ	10月	博士課程学生	
外国人研究者の招へい事業	外国人特別研究員事業(一般) (人物交流課)	海外の優秀な若手研究者(ポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者	
	外国人特別研究員事業(欧米短期) (人物交流課)	欧米諸国の優秀な若手研究者(フレドク(2年以内に博士号取得見込)及びポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月5月8月10月12月2月	受入研究者	
	外国人招へい研究者事業(短期) (人物交流課)	海外の教授クラスの研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と討議、意見交換、講演等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者	
	外国人招へい研究者事業(長期) (人物交流課)	海外の中堅以上の研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と特定の研究課題についての共同研究を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	2か月以上10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者	
	外国人著名研究者招へい事業 (人物交流課)	ノーベル賞受賞者など、特段に優れた業績をもち、当該分野で現在も指導的地位にある海外の研究者を業績に見合った処遇で日本に招へい。	渡航費(往復航空券)、滞在費、家族手当等	原則1年以内	全地域	全分野	6月12月	機関長	
	論文博士号取得希望者に対する支援事業 (地域交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内	原則3年	アジア・アフリカ	全分野	8月	日本側研究指導者	